

小諸市犯罪被害者等給付金について（ご案内）

市では、犯罪被害にあわれた被害者等（本人、家族、遺族）への支援として「支援金」や「日常生活支援助成金」を給付します。
※令和6年4月1日以降の犯罪被害に限ります。

◎犯罪被害者等支援金

- 対象となる犯罪：殺人、強盗致死、傷害などの『故意犯』
- 対象となる方：当該犯罪が行われたときに、市民であった方
- ① 遺族支援金：犯罪行為により亡くなられた遺族に対して 【30万円】
- ② 重傷病支援金：犯罪行為により重傷病を負った被害者ご本人に対して 【10万円】

◎犯罪被害者等日常生活支援助成金

- 対象となる犯罪：殺人、強盗致死、傷害などの『故意犯』
- 対象となる方：当該申請をするときに、市民である方で犯罪被害者、その遺族及び家族

民間または公共サービスを利用した際の費用の一部を市民に助成します。

| 日常生活支援内容 | 助成金 | 上限 |
|---------------|------------|------|
| 家事、育児及び介護サービス | 4,000円／時間 | 72時間 |
| 配食サービス | 1人1,000円／日 | 30日 |
| 一時保育利用 | 2,400円／回 | 10回 |
| 転居費用 | 200,000円／回 | 2回 |
| カウンセリング費用等 | 5,000円／回 | 10回 |
| 報道対応 | 230,000円 | |
| 弁護士相談 | 5,000円／回 | 3回 |



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
【ギュっとちゃん】

【お問合せ】

小諸市役所 市民生活部 人権政策課
〒384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号
電話 0267-22-1700 内線2311
FAX 0267-23-8857
メール seisaku@city.komoro.nagano.jp

まずは知ってみませんか



政府公式ポータル
サイト「ギュっと
チャンネル」は、
こちらから

知ってほしい、 犯罪被害者のこと



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
ギュっとちゃん



ご存じですか？

犯罪被害にあわれた方は直接の被害だけでなく
生活に困ったり、こころにダメージを負ったり
様々なお困りごとを抱え、周囲のサポートを必要としています

まずは知ってみませんか

犯罪被害はいつ誰の身に降りかかるか分かりません
あなたや大切な人が被害にあうかもしれません
「私には関係がない」
そう思わず、目を向けてみませんか



政府公式ポータルサイト
ギュっとCHはこちらから



倍速再生も
オススメ！



専門家による解説動画



お住まいの地域の支援を検索

公式Xでも発信しています！

各種イベント情報
ギュっとちゃんの日常 など



ある日の研修で



旅するギュっとちゃん